

兵庫県立農林水産技術総合センター研究倫理関係行動規範

本規範は、研究倫理確保の取り組みとして、兵庫県立農林水産技術総合センター（以下「総合センター」という。）及び研究員と行政職職員（以下「研究員等」という。）が所属する研究部署（以下「所属部署」という。）の責務、並びに研究員等の遵守すべき事項を明示することにより、総合センターでの研究倫理を確保し、もって論文の不正を未然に防止しようとするものである。

（総合センターの責務）

- 1 総合センターは、研究倫理に係る取組として、公正な研究を推進する体制を作らなければならない。
- 2 総合センターは、研究員等に対する教育（以下「研究倫理教育」という。）を実施しなければならない。
- 3 研究倫理教育においては、本規範に示す総合センター及び所属部署の責務、並びに研究員等の遵守すべき事項を理解させなければならない。
- 4 総合センターは、論文不正の疑いが発生した際に、迅速かつ適切に対応するための体制を整備しなければならない。

（所属部署の責務）

- 1 所属部署は、研究員等が、進行中の研究課題に係るデータを保存するにあたり、適切な方法で保存するように指導しなければならない。
- 2 所属部署は、研究員等が、終了した研究課題に係る自らのデータを所属部署に移管後は、該当するデータを組織として保存しなければならない。
- 3 前項のデータの保存期間は、データの移管後5年間とする。ただし、必要と認めるときは別途、決定した期間とする。
- 4 所属部署は、研究員等が、万一、不正行為の疑いをかけられ、これを晴らそうとするときは、科学的根拠を示して説明しなければならない。

（研究員等の遵守すべき事項）

- 1 研究員等は、自ら公正な研究活動を遂行する。
- 2 研究員等は、総合センターが行う研究倫理教育研修を受講する。
- 3 研究員等は、研究成果を公表するときは、客観的で検証可能なデータとして提示して公表する。
- 4 研究員等は、作成又は報告した研究成果の正当性を証明し、第三者による検証の可能性を担保するために、データの保存にあたっては、データを改変不可能な形態で、かつ保存年月日を明示できるように保存する。
- 5 前項において保存したデータに係る研究課題が終了したときは、研究員等はデータを所属部署に移管する。
- 6 研究員等は、万一、自らが不正行為の疑いをかけられたときは、所属部署に協力し、事実関係を明らかにしなければならない。

（施行年月日）

- 1 本規範は平成27年10月1日から施行する。